

議案第 3 号

富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

富津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年 6 月 2 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行に伴い、関連する規定等を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市手数料条例の一部を改正する条例

富津市手数料条例（平成12年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中「第2条」を「第2条関係」に改め、同表19の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。